

○妊産婦および乳幼児の健康が次世代の人的資源の健康を左右することから、その積極的な健康管理が重要である。

○女性の経済活動増加などさまざまな社会的要因により結婚が遅れており、これによって初産年齢も遅れているため、健康管理の重要性が増加し続けている。

・高齢妊娠など危険度の高い妊娠が増えており、低体重出生児や未熟児も増加している。

*女性の初産時の平均年齢：（'87）25.3歳→（'00）27.7歳→（'08）29.6歳

*出産女性全体の約22%（10.4万人）が危険度の高い妊娠（'08）

*未熟児（37週未満）出生率：（'00）3.8%→（'08）5.5%

*低体重児（2.5kg未満）出生率：（'00）3.8%→（'08）4.9%

○ゆえに、母体および乳幼児への健康管理を引き続き強化する必要がある。

イ. 推進計画

□マザーセーフプログラムを運営する。

○妊娠中、授乳中の薬物、放射線、タバコの煙など露出危険物質へのオン・オフ相談および情報提供サイトを運営する。

○妊娠初期の露出多頻度薬物へのDB構築・研究により、国民への情報提供および教育広報を実施する。

□母体・乳幼児の健康管理を強化する。

○母親・子ども健康手帳を配布し、鉄分剤を支援する。（妊娠5か月から分娩前まで）

○満6歳未満の乳幼児に計6回乳幼児健康検診サービスを提供する。

④産婦付添い人の支援

ア. 現況

○核家族傾向などにより、出産時の産後処理や新生児の世話に関する家族内の支援条件が弱化しているため、産後処理員・産婦付添い人を利用する産婦が増加している。

・しかし、高い利用費用により、民間の産後処理サービスは十分に受けにくいいため、産婦の健康回復と初期育児のための費用支援が必要である。

*産後処理サービス費用（2週基準）：産後処理員1～2百万ウォン、産婦付添い人60～80万ウォン水準

○このために、'06年から低所得層の出産家庭に産婦・新生児付添い人訪問サービスを提供して産婦と新生児の健康を管理すると同時に、社会的雇用も創出中である。

イ. 推進計画

□産婦付添い人サービスを強化する。

○サービス価格を現実化することによって、提供労働者への処遇を改善し、女性労働者の安定的雇用を確保する。

○需要予測のための実態調査およびサービス発展方案を整備する。

*'10年度産婦・新生児付添い人実態調査および発展方案研究を推進（'10年9月～）

○雇用過程の再改編により、専門性を確保し、円滑に付添い人を確保する。

・付添いサービス共通教育課程の開発研究を推進する。（'10年9月～）

2-3. 出産・養育費の支援拡大

①保育・教育費支援の拡大

ア. 現況

○政府は低出産の核心要因である子ども養育費負担の軽減を推進し続けている。

*0～4歳の段階別保育費支援（'91年）、満5歳児の無償保育（'99年）、子ども二人以上の保育費支援（'05年）、共稼ぎ世帯の保育費支援強化（'10年）

○しかし、子どもの保育・教育費支援が一部の所得階層に限定されているため、相当数の子育て家庭が依然経済的負担を訴えている。

・乳幼児世帯は月平均所得の14.1%、初等学生以下児童世帯は12.9%を子ども養育費に支出している。

・養育費への経済的負担を感じる児童世帯の比率は64.2%に達する。

〈養育費負担の現況（保健福祉部、2009年度全国保育実態調査）〉

*教育と保育にかかる費用

：乳幼児世帯（平均33万5千ウォン、世帯所得の14.1%）

：初等学生以下児童全体世帯（平均33万2千ウォン、世帯所得の12.9%）

*保育・教育費負担に関する認識：非常に負担だ17.7%、負担だ46.5%、適当だ20.1%

*乳幼児世帯の育児支援政策要求事項：保育費および乳幼児教育費支援の拡大41.4%、養育費の現金支援18.3%、国公立施設の拡充12.4%

○そこで、養育費支援を引き続き拡大し、子どもの数が多いほど負担が大きくなることから出産順位が低くなる子どもに対して、より多くの支援が提供されるようにする。

*保育・教育費合計が世帯所得で占める比率：児童数1人（10.1%）、2人（15.6%）、3人以上（18.3%）
（出典：保健福祉部、2009年度全国保育実態調査）

イ. 推進計画

□保育・教育費全額支援対象を年次的に拡大する。

○満0～4歳児：（'10）所得下位50%以下→（'12）70%以下

*満5歳児には所得下位70%以下に対して保育・教育費全額支援中（'10）

□上位30%所得世帯は共稼ぎ世帯中心に保育・教育費支援を強化する。

○共稼ぎ世帯の所得算定基準を緩和する。

：（'10）低い所得の25%を差引→（'11）夫婦合算所得の25%を差引

□農家の乳幼児保育・教育費を支援する。

○保育施設の不足のため保育の恩恵を受けにくい農家の実質的な支援のため、'12年まで施設未利用者への支援水準を拡大する。

・施設未利用支援水準：（'10）保育費政府支援単価の35%→（'12）60%

②多子家庭に対する社会的優遇措置の拡大

ア. 現況

〈多子家庭への各種優遇制度の現況（'09末現在）〉

事業名	事業内容	支援対象	支援内訳
税制支援（所得控除）	基本控除	・子ども1人当たり150万ウォン	
	追加控除	・6歳以下の子ども1人当たり100万ウォン ・出産したまたは養子に迎えた当該年度の該当児童に200万ウォン	
	多子追加控除	・子どもが2人の場合：追加50万ウォン ・子どもが2人を超える場合：1人当たり100万ウォン追加	
	教育費控除（限度）	・乳幼児：1人当たり300万ウォン ・初中高：1人当たり300万ウォン ・大学生：1人当たり900万ウォン ・障害者特殊教育費：全額	
	医療費控除（限度）	・子ども医療費中給与全体の3%を超えた金額（最大700万ウォン）	
	保険料控除（限度）	・子どもの保障型保険料（最大100万ウォン）	
税制支援（非課税）	・保育手当月10万ウォン限度		
多子家庭住宅特別供給	多子世帯の住宅非所有世帯主に住宅を特別供給（公共住宅特別分譲および国民賃貸住宅優先供給）	・未成年3人以上の子どもがいる住宅非所有世帯主	・供給住宅の10%、民営住宅の3%を特別供給 ・国民賃貸住宅の10%を優先供給
住宅資金貸出支援	貸出時の金利を優待	・子ども3人以上の多子世帯中の住宅非所有世帯主	・購入資金貸出時に0.5%pの金利優待（→金利4.7%）
国民年金出産クレジット	国民年金加入者の場合、子ども2人以上出産すると加入期間を追加で認定	・2回以上出産した国民年金加入者（子どもの数によって12～50か月認定）	・1人当たり平均年260千ウォン
電気代減免		・子ども3人以上の世帯に対して使用量制限なく月の電気料金の20%を割引	

○出産を奨励するためには、多子家庭を社会的に積極的に優遇する雰囲気を作ることが重要である。
○この間、さまざまな分野で多子家庭への優遇制度を拡大し続けてきたことから所期の目標を成し遂げたが、社会全般に多子家庭を優遇する雰囲気を作るためにはより果敢な政策的努力が求められるという指摘もある。

*子どものいる既婚女性の政策経験度:多子家庭の所得控除 7.5%、多子家庭の住宅特別供給 1.4%
(韓国保健社会研究院、'09)

イ. 推進計画

(1)多子家庭への学費支援

○2人目以上の高等学校学費を支援する。

○'11年以後に出生する二人目以上の子どもに対し、所得水準に関係なく高校授業料を支援する。

○2人目以上の大学生の子どもに国家奨学金を優先的に支援する。

○国家勤労奨学事業対象を選定する際に、経済的条件が同一ならば多子世帯の子どもを優先的に選抜する。

*経済的に困難な学生が学校に通いながら学費を準備することができるように、国家勤労奨学事業を施行中('05年専門大学に施行、'09年から4年制大学まで拡大)

○低所得層に対する新しい国家奨学制度を新設する際には、取得可能な人員数が定められた奨学金ならば多子世帯の子どもに優先順位を与える。

(2)多子公務員家庭の退職後の再雇用

○出生者基準で3人目の子どもから、子ども1人当たり1年間退職後の再雇用を進める(最大3年、死亡した子ども・養子は除く)

・希望者に限り再雇用の可否を審査し、再雇用字には賃金ピーク制を適用する。

○'13年まで6級以下の公務員に対する定年延長を段階的に推進中である点、国家の財政負担、高い青年失業率と国民世論などを総合的に考慮し、'13年以後実施する。

(3)多子家庭に対する税制支援の拡大

○多子追加控除の拡大('11年施行)

・子ども2人：追加50万ウォン→100万ウォン

・子ども2人超過時：追加100万ウォン→200万ウォン

○18歳未満の子ども3人以上を養育する家庭の自動車1台に対し、収得税および登録税を全額免除する。('10.7.5、施行)

(4)多子家庭に対する住宅支援の拡大

○民間住宅多子特別供給比率を上向きに調整する。：供給量全体の3%→5%

*公共機関が供給する国民住宅は供給量全体の10%を多子家庭に特別供給中

○多子世帯住宅購入資金貸出利率を追加で引き下げる。：4.7%→4.2%

③私教育費軽減対策の推進

ア. 現況

○共稼ぎ家庭の増加により放課後に家庭で児童を保護することが難しい家庭が増え、児童の補充学習の需要が増えて私教育機関を利用する児童が増加している。

* '09年の私教育費は21兆6千億ウォンと推定され、'08年の20兆9千億ウォンから3%増加

○私教育需要を公教育に吸収し、保護者の経済的負担を軽減する必要がある。

イ. 推進計画

□「公教育の競争力向上のための私教育費軽減対策」を樹立・推進する。

○創意・人間教育の強化、学校自律化、教員評価制などによって公教育の競争力を強化する。

○需要に合った1:1対応の教育プログラムを運営する。

・多様で良質の学校の拡散、教科教室制、高校教育課程に基礎・深化課程などを導入する。

○高校入試制度の改善、大学入学査定官制の充実化などによって、入試制度の私教育誘発要因を改善する。

○私教育により教育機会格差が拡大することを防止するために、EBS、放課後学校、私教育のない学校など私教育大サービス強化する。

○私教育関連統計を周期的に点検し、政策効果を分析し、現場に適合した政策を樹立する。

2-4. 多様で質の高い育児支援インフラの拡充

①社会的・経済的弱者地域内における国公立保育施設の持続的拡充

ア. 現況

○全般的な保育施設供給は不足していないが、地域、施設類型などによって一部不均衡が存在している。

・農山漁村および低所得層地域など社会的・経済的弱者地域を中心に国公立保育施設を引き続き拡大する必要がある。

* 保育施設の現況（'09.12）35,500か所、国公立保育施設は1,917か所（全体の5.4%）

○保育需要があるが、児童数が少なく民間施設が進出を避ける農山漁村地域の保育空白地帯を解消するために、小規模保育施設を設置し、多様な保育サービスを提供する必要がある。

〈保育施設の現況〉（単位：か所、人、%）

区分		計	国公立	法人	民間			父母 協同	家庭	職場
					小計	法人他	民間 個人			
施設数	個数	3,550	1,917	1,470	14,368	935	13,433	66	17,359	370
	(比率)	100	5.4	4.1	40.4	2.6	37.8	0.2	48.8	1.0
児童数	定員	1,482,416	146,436	144,368	862,880	65,534	797,346	1,962	301,719	25,051
	(比率)	100	9.9	9.7	58.2	4.4	53.8	0.1	20.4	1.7

* 出典：保健福祉部「保育統計（'09年12月）」

イ. 推進計画

□国公立保育施設を拡充する。

○低所得層密集地域、農山漁村など保育施設供給率が低い地域など社会的・経済的弱者地域に国公立保育施設を優先的に設置する。

・児童数、接近性、低所得層比率および保育施設供給現況などを考慮した総合的な分析に基づいて、優先的な設置が必要な地域を選定する。

○民間施設の買い入れ、廃洞事務所など公共建築物の有効空間の活用、共同住宅の義務的設置保育施設のリモデリングなど、さまざまな方案を活用する。

□農漁村の小規模保育施設を拡充する。

○乳幼児数が少なく、保育施設設置が難しい地域は、既存の公共・福祉施設を活用した小規模保育施設を設置する。

・学校、住民自治センター、敬老会館・自治会館などの有効空間をリモデリングする。

○小規模保育施設の設置を優先的に支援するほか、さまざまなサービス開発を支援する。

・児童送迎バス（全北）、移動式保育園（慶北）など

○設置費以外の持続的な事業費および運営費負担（国費、地方費）に対して合理的な改善を進める。

* 地方自治体国庫補助率'09（100%）→'10（70%）

②民間育児施設サービスの改善

ア. 現況

○保育・教育児童の63%が利用する民間育児施設の質の改善のために、保育施設評価認証制と幼稚園評価を実施中である。

・保育施設選択の合理的基準を提供し、保育サービスの質的水準を管理するため、評価認証制度を導入・運営している。（'05年にモデル事業実施後、'06年から本格的に施行）

・幼稚園に対しても、'08～'10年の3年間にかけて第1期幼稚園評価を実施した。

○しかし、依然民間育児施設に対する父母の満足度は国公立施設に比べて低く、積極的な改善努力が必要である。

〈育児施設満足度調査、（育児政策研究所、'09年保育実態調査）〉

* 保育施設満足度（5点満点）：国公立保育施設（3.61）＞民間保育施設（3.55）

* 幼稚園費用満足度（5点満点）：効率幼稚園（4.21）＞私立幼稚園（2.97）

○自発的参加を前提とする保育施設評価認証は、認証による別途のインセンティブが与えられていないため、民間保育施設の「質」の向上につながりにくい。

イ. 推進計画

①保育施設サービスの改善

□第2期（'10～'13）には評価認証指標の高度化、運営体系の合理化などにより、保育サービスの質的水準を向上させるように誘導する。

○評価認証参加資格の緩和、評価認証取消事由の合理化など、運営体系を改善する。

○有効期間が満了する評価認証施設に対する再認証を実施する。

□評価認証結果の公開方案を整備する。

○評価認証結果公開の法的根拠を整備するために嬰幼兒保育法改定を進める。

○情報公開の対象、方法、公開内容など、細部事項などを整備する。（研究の推進）

□認証への参加・維持を誘導できるインセンティブを提供する。

○評価認証結果と財政支援（基本保育料など）を結びつけ、保育サービス水準により財政支援を差別化する。

○再認証施設中の高得点の施設および認定要件を満たした施設に対しては、有効期間を1年追加する。（3年→4年）

□公共型・自律型保育園を導入する。

○保育施設評価認証の等級化と結びつけて最高等級の保育施設を公共型・自律型保育園に転換して許容する。

・ただし、保育市場は公正な市場競争が難しい構造*であるので、副作用**が最小化するようにモデル事業の結果に基づいて自律型保育園の拡大を検討する。

*情報の非対称性、需要の価格弾力性の低さ、地域的独寡占など

**保育サービスの品質が改善されないまま費用のみ急騰して父母の保育費用負担のみ増加、低所得層の保育施設利用の制約など

□保育労働力の専門性を高める。

○保育労働力の専門性を高めるために資格および養成・補修教育体系を改善する。

・保育教師養成のための教科目および履修単位を上向きに調整し、保育実習機関の基準を強化するとともに、保育教師養成機関への評価を導入する。

○補修教育を活性化するための補修教育資格と結びつけて管理する管理システムを整備し、補修教育機関への基準を強化する。

②民間幼稚園評価の充実化

○第2期（'11～'13）評価結果を公開し、保護者の幼稚園選択権を保障して、財政支援と結びつける。

○優秀事例は積極的に発掘し、教員の研修および一般化の資料として活用する。

③需要者中心の育児支援サービスの拡大

ア．現況

○近年、共稼ぎの増加、夜間勤務など勤務形態と勤務時間の多様化により、さまざまな種類の保育サービスの需要が増加している。

*弱点保育の必要度：時間制保育 52.8%、夜間保育 34.9%、休日保育 23.4%、24時間保育 11.4%

(保健福祉部、2009年度全国保育実態調査)

○核家族化により育児のための家族支援機能が弱まってきているため、家庭内で育てる父母への育児支援サービスを拡充する必要がある。

・乳幼児の年齢、健康状態などによる個別的保育需要は保育施設が満たすのは難しい状況である。

*乳幼児の保育施設未利用事由：「子供が小さいから」が52.3%（'08、保育満足度調査）

○育児情報、父母教育、体験・遊び空間の提供など、さまざまな育児支援サービスへの需要が増えている。

イ. 推進計画

□共稼ぎ夫婦のための共稼ぎ型サービスを拡大する。

○時間延長保育サービスを活性化するために、時間延長保育教師の人件費支援を拡大し、支援方式の多様化を進める。

○時間延長型保育費支援の拡大により、保育負担を緩和する。

・時間延長保育費の全額支援対象を乳幼児世帯の所得下位70%以下まで拡大する。

○幼稚園終日クラスを'12年まで幼稚園全体(100%)に拡大する。(現在全国175か所)

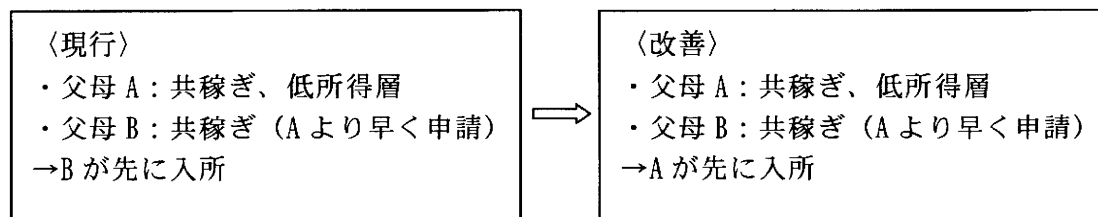
・終日クラスを運営する幼稚園に冷暖房施設、給食・間食施設、保安施設など施設環境改善費を支援する。

*休暇中で終日制を利用する幼児が少数の場合、近隣公・私立幼稚園と連携して拠点幼稚園を運営

○低所得・共稼ぎ家庭など優先保育が至急求められる家庭に、国公立保育施設入所優先権の付与を進める。

・現行では1、2順位内の項目中2個以上が重複該当する場合、倍数反映などの方法で優先入所権を与えている。

・夫婦就業に失職などによる職業訓練中の場合も含め、共稼ぎの範囲を拡大する。



□時間制保育バウチャーおよび運営時間多様化方案を整備する。

○バウチャーを世帯の保育水準によって序列的に支援し、共稼ぎ家庭、障害児など世帯特性によって保育時間を差別化する。

○保育施設運営時間を半日制、終日制など多様化し、保育費および政府支援単価もそれに合わせて算定する。

*未就業女性とパートタイマーに対しては半日制型で支援

□家族助け合い事業

○健康家庭支援センターがボランティアを育児ネットワークのコーチに養成し、保育サービスを必要とする家庭間の助け合いの結びつきを進める。

○モデル事業評価結果に基づいて、事業モデルを定立・拡散する。

* 地方自治体需要調査によって全国単位で事業適用センターを拡大する。

④子ども保育サービスの拡大

ア. 現況

○父母の出張、夜勤または児童の疾病などにより不規則かつ一時的に発生する保育サービス需要は、保育施設または民間が弾力的に満たすことは難しい。

* 就学児童の場合、世話をする人がおらず独りで過ごす比率は 8.6%（'09 年保育実態調査）

○これに対応して、'06 年から家に訪ねてくる子ども保育サービスを実施しているが、多様な保育サービス需要を満たすには依然不十分である。

*（'06）モデル運営→（'07）38 地域（'08）65 地域→（'09）232 地域

* 12 か月以下の児童の家に訪問する終日制保育サービスと連携（'10 年～）

イ. 推進計画

□時間制保育サービス支援を拡充する。

○低所得層の夜間・週末生計活動が増加する傾向だが、保育施設、民間ベビーシッターが活動を避ける隙間の時間帯に、就業父母の子どものための保育サービスを支援する。

□乳幼児終日制保育サービス支援を拡大する。

○支援対象の拡大により、共稼ぎ家庭・父子家庭・母子家庭の家庭内保育需要に対応する。

* 支援対象：（'10）乳幼児世帯の所得下位 50%

□健康家庭基本法の改定などにより、子ども保育サービス支援事業の根拠を明確化する。（法制化を進める）

⑤乳幼児に対する家庭内保育の活性化

ア. 現況

○身体発達上保育施設利用に限界がある乳幼児に対し、父母は安全および保護活動に有利な個別養育方を望んでいる。

* 望ましい養育者として、0 歳児は 75.2%、1 歳児は 73.6%、2 歳児は 60.6%が祖父母、親戚姻戚、非血縁などの個人養育支援を望んでいる。（'09 年全国保育実態調査）

* 12 か月以下の乳児 44.3 万人中、8.2%だけが保育施設を利用している。（'09、保育実態調査）

○費用負担能力と利用意思がある中産層共稼ぎ家庭のために、信頼し任せることのできる家庭内保育サービスを拡充することが必要である。

・個別に提供する保育サービスを標準化し、保育サービス市場を作り出すことによって、一定水準以上の保育サービス労働者とサービスの質を需要者に供給する。

* 営利・非営利部門で首都圏中心に約 100 の紹介業者が運営中であるが、労働力資格や事後管理が不十分（業者当たり月平均活動中のベビーシッター数は 20.4 人）

イ. 推進計画

- 保育サービス労働者資格の基準を設定し、管理の法的根拠を整備する。
- 保育サービス労働者資格基準および政府・地方自治体の管理授權を規定する。
- 児童養育に適する身体的・精神的健康状態、活動地域、犯罪など経歴照会、保育する責任の範囲など資格基準を提示する。
- 基準に適する保育サービス労働者を認証（5年）し、管理する。
 - ・地域内の利用者家庭を対象に、認証された保育サービス労働者情報を提供する。
- 保育サービス労働者の教育を支援する。
- 安全管理、応急処置技術、食生活管理、衛生・疾病管理、子ども保育プログラムなど、公認された教科課程に持続的に参加する機会を提供する。

⑥就学児童放課後保育サービスへの支援の拡大

ア. 現況

○児童（6～15歳）620万人中、放課後一人ぼっちの児童*は240万人と推定され、二重国家支援が必要な対象（中位所得以下）**は約90万人と推算される。

*家庭内保護者がいない児童

**初等学生45万人、中学生45万人（韓国青少年政策研究院、'08年12月）

○現在地域児童センター、初等保育教室などによって約25.5万人（90万人の28.3%）を支援中である。

〈年齢別保育サービス利用現況〉

	初等学校生（6～11歳）	中学生（12～15歳）
利用施設	地域児童センター、初等保育教室、放課後保育、放課後アカデミー	地域児童センター、放課後アカデミー
利用児童	24万人	1.5万人

*このほかに、母親的大学生メンタリング（5万人）、子ども保育サービス（34万件）、放課後学校（約271万人）などによって部分的保育サービスを提供

○依然不足している低所得層児童への支援を増やす一方、費用負担能力はあるが信頼し利用できるサービスがないため苦勞している共稼ぎ中産層家庭への対策も必要である。

*保育サービスを提供する私設業者の場合、関連法令の適用を受けずに「一般事業者」と登録・運営（月利用料30～50万ウォン）

イ. 推進計画

□放課後保育サービスの公的支援を拡大する。

○低所得層や社会的・経済的弱者層の需要を鑑み、地域児童センターを拡大し、充実させる。

・放課後学校との重複サービスを防止し、社会的・経済的弱者層の発掘などのために教育科学技術
部と保育サービス連携モデル事業を共同で推進する。

・法令整備によって、地域児童センターを設置し、施設基準を改善する。

・評価指標の改善など、良質の保育サービスを提供するために運営体系を改善する。

○青少年放課後アカデミーを引き続き拡大する。

・多文化青少年、共稼ぎ家庭の青少年など、さまざまな社会的支援が必要な「一人ぼっちの青少年」
の公的サービスのための支援を拡大する。

・放課後アカデミーを一人ぼっちの青少年のさまざまな需要に合わせ、モデルの開発・運営を行う。

○学校の条件および地域的特性を考慮し、需要者に合わせた「初等保育教室」を拡大する。

・学校が「正規の授業＋放課後活動＋家庭保育サービス」の3つの機能を夜間まで支援する。

*'09年4,146校の初等学校で4622教室が運営

○大学・地域社会の機関などと連携し、学業能力と学生の需要などを考慮し、さまざまな放課後学
校講座を開設する。

・水準別授業、自己主導型学習、特技開発など、特色があり多様なプログラムを開発・運営する。

・保護者の参加を活性化し、需要者に合った放課後学校を運営する。

*放課後学校開設時に需要者需要調査を実施する。

□民間保育サービス市場の創出のためのインフラを構築する。

○社会的企業の育成、補習塾の転換、小規模家庭保育サービスなど、民間保育サービス市場を創出
するためのインフラを構築する。

・「放課後保育サービス機関指定制」によって、供給期間の品質管理を行うとともにインセンティブ
を与える。

・保育・学習指導・給食・能力開発など、トータルサービスを提供する。

○保育教師、社会福祉士などの、遊休労働力を活用し、保育サービス資格認証制・登録制によって
労働力需給を調節する。

○運営者資格の認証、利用料の限度、設置基準などサービス標準化のための法的根拠を整備する。

□一人ぼっち児童に放課後保育サービスを進める。

○希望ある社会サービスとして「一人ぼっち児童放課後保育サービス」モデルを整備し、地方自治
体の事業開発を支援する。（'11年5市・道事業、20億で推進）

* 「一人ぼっち児童放課後保育サービス」構想（案）

- サービス内容：安全下校支援（塾の登下校を含む）、日常生活（手洗い、食習慣指導を含む）支援、放課後学習支援など
- サービス期間：1年（週5日、1回当たり6時間基本型／追加時間は本人負担）
- サービス対象：全国世帯の月平均所得150%以下の初等学生児童
- サービス提供方式：1：1の保育から、1：2、1：3などグループ型サービスまで可能
- 提供労働力：保育教師、幼稚園正教師、読書指導士など児童関連資格所持者

○利用者とサービス提供労働力が直接結びつくことが可能となるように、オンラインマッチングシステムを構築する。（提供労働力の学歴、経歴、犯罪記録などを公開するとともに予約制を実施）

3. 児童・青少年の健全な成長環境作り

3-1. 社会的・経済的弱者層の児童への支援の強化

①ドリームスタート事業の活性化

ア. 現況

○児童期の貧困は児童の身体・情緒・社会・認知的成長に否定的影響を及ぼし、児童の全生涯はもちろん社会全体の発展可能性を阻害する。

* 貧困児童は一般児童より疾病 1.4 倍、学力不振 2.2 倍、非行行動 2 倍の高さ（チェ・ソンフィ、キム・フィソン、'04）

○家庭崩壊などにより貧困児童は増加傾向にあるが、貧困児童に対する効果的な対応体系は不十分な実情である。

○低所得児童および家族を対象とした事例管理と、保健・福祉・保育など必要サービスを統合的に支援する連携体系を構築した（'07～）

・'10年8月現在、94地域で実施しているが、サービスの支援を受けている児童は満12歳以下の貧困家庭の6.3%（2.8万人）に過ぎない。

* 満12歳以下の貧困児童は54万人（'10年）

イ. 推進計画

□危機児童保護の強化のためのドリームスタート事業を拡大する。

○まず、全国の市・郡・区中の基礎収入児童密集地域207地域に1か所ずつ拠点地域を設置し、以後は地方自治体の自主性により事業を推進する。

○事業の法的根拠を体系的に整備し、安定した基盤を構築する。（～'11）

○事業全国会に備え、運営モデルを整備して機能を拡充する（'12）

②危機青少年統合支援体系の拡大

ア. 現況

○家庭崩壊、学校不適応などによる危機青少年は増加しているが、地域社会の支援体系は脆弱である。

* 学業中断青少年（KEDI統計年報）：57,148人（'06.2）→70,796人（'7.2）→73,494（'08.2）→72,086人（'09.2）

○この間散在していた地域の多様な青少年関連資源を「青少年相談支援センター」を中心に連携体系として構築・運営する。

* 98,020人の危機青少年に715,590回サービスを支援／問題解決率78.8%（'09）

イ. 推進計画

□危機青少年サービスの提供のためのインフラを拡充する。

○地域社会性荘園統合支援体系を拡大し、せっちする。

* ('10年) 16市・道 150か所

○地域社会青少年統合支援体系 (CYS-Net) 運営の法的根拠の整備を進める。

* 現在、国務総理訓令に基づいている CYS-Net 運営規定を「青少年福祉支援法」に基づいた規定として整備する。

□教育および評価体系の改善によりサービスを強化する。

○教育・研修プログラム定例会により、専門能力を強化する。

・Eラーニングシステムの構築により、専門相談サービス教育を実施する。

* 青少年(相談)支援センター、青少年相談士、同伴者など延 2223人を教育する予定

○地域社会青少年統合支援体系に対する地方自治体関心度および地域内の認知度を高めるために、評価指標開発研究を実施する。

③危機児童・青少年の自立支援の拡大

ア. 現況

○学業中断、家出、要保護など青年に到達してすぐに自立が必要な青少年は年間 63 千人水準であり、毎年増加する傾向にある。

〈自立当面青少年の現況 ('09年基準)〉

危機形態	内容	人数	総計
施設退所	養育施設退所青少年	813人	63,396人 (自立当面)
	家庭委託(グループホーム)終結	3,833人	
保護観察処分	保護観察処分青少年	23,318人	
家出・非行、学業中断	17歳以上の憩いの場利用青少年	7,502人	
	高校学業中断青少年	27,930人	

○社会的・経済的弱者層の児童の実質的自立のためには、生計・学費支援など短期的・事後的支援を超えて資産形成、職業訓練など積極的・能動的次元の支援拡大が必要である。

* 貧困世帯の貧困離脱確率は 6.2%に過ぎない (キム・デイル、'04)

○'07年から社会的・経済的弱者層の児童が社会進出する際の自立資金を準備することを目指し、児童発達支援口座事業を施設入所、家庭委託など要保護児童のみを対象に制限的に実施した。

〈'10年6月末加入現況〉

区分	総計	施設保護	家庭委託	少年少女家庭	共同生活家庭	障害者施設	家庭復帰
対象児童(人)	43,143	17,792	16,454	2,058	1,826	5,013	-
通帳発給(人)	37,444	17,364	13,480	1,420	1,447	2,557	1,176
加入率(%)	87	98	82	69	79	51	-

イ. 推進計画

□自立支援事業を体系化する。

○「児童福祉法」に資産形成支援（CDA）、自立支援プログラム開発・普及および事例管理のための自立支援専門機関を設置・運営する根拠を整備する。

○自立支援標準化プログラムを運営する。

・未就学～退所後の自立生活定着まで、児童個人の発達段階・需要を考慮した標準化プログラムを開発・運営する。

*'11年児童養育施設全体で実施、グループホームまで段階的に拡大

□足下の種通帳（CDA：Child Development Account）

・低所得児童と国家が1:1でマッチング貯蓄し、低所得要保護児童の18歳以後の初期自立費用を準備（学資金・就業・創業・住居の準備など）

□ドゥードリームゾーン（トータル自活支援サービス体系）を拡大・普及させる。

○自立支援の法的根拠を整備するために青少年福祉支援法改定を進める。

○総合自立支援プログラムドゥードリームゾーン（Do Dream Zone）を年次的に拡大し、マニュアル・教材を普及して随時運営を支援する。

*実施目標：'09年）4,000人→'11年）10,000人→'15年）50,000人

□ドゥードリームゾーン（Do Dream Zone）

○学業中断、家出、施設退所など社会進出と自立に困難を抱えている青少年を主な対象とする自立準備支援事業であり、市・道の青少年相談支援センター、市・郡・区の青少年相談支援センターで運営する。

〈ドゥードリームゾーンプログラムの内容〉

事前段階	教育プログラム	体験プログラム	社会進出支援	社会進出（自立）	事後段階
募集および 受付段階	1段階	2段階	3段階	社会進出（自立）	事後管理
・事業説明会 ・対象者選抜 ・自立準備度 点検	・ドリームビル ディング ・お金を貯めて から遊ぼう ・職業の海へ ・就職大作戦 ・独立万歳 ・この世で最高 の食卓	・遠足（職業体験） ・ボンボンビーズ （実物経済体験） ・進路総合キャン プ	・就業およびイ ンターンシッ プ支援 ・職業訓練支援 ・検定試験支援 ・復学支援 ・学校再適応支 援 ・進学支援	・就業およびイン ターンシッ プ ・職業訓練 ・検定試験 ・復学 ・学校再適応 ・大学進学	・持続的事後 管理 ・対面相談 ・電話相談 ・メント連携 ・仲間と支え あう集まり ・社会適応状 態把握

3-2. 児童・青少年の能力開発の支援

①児童・青少年の総合的発達支援

ア. 現況

○この間、児童の健康な成長を保障するために、低所得児童の医療サービス接近機会を拡大し、早期健康管理体制の構築に力点を置いてきた。

・先天性代謝異常検査（6種）の強化によって乳幼児の障害予防体系を強化し、未熟児・先天性異常児医療費の支援を拡大した。

○しかし、近年増加している精神障害危険児童に対しては、関心が持たれ始めたばかりであり、これに対する支援は不足している。

○また、低所得家庭の児童であるほど認知・学習能力が不振となる可能性が高いが、これに対する支援は不足している。

・現行の低所得未就学児童への保育費・教育費支援のみでは、認知・学習能力の格差解消に限界がある。

イ. 推進計画

□児童発達支援サービスを拡大する。

○発達検査および発達障害への早期介入事業を、専門的なサービス提供が可能な大学・関連研究所などを中心に拡大する。

*'10年1事業（2.2億ウォン）→'11年10事業（20億前後）

○児童の情緒発達支援のために36自治体で施行中の音楽教育と情緒治療を結合したサービスを、標準マニュアルの普及などを通して全国的に拡大する。

・本人負担金の差別化だけでなく、政府支援を受けない利用者比率の増大などにより、サービス対象を拡大する。

*'10年1事業（33億）→'11年40事業（60億）

○青少年相談支援センター（全国150余か所）を活用し、インターネット・ゲーム中毒の有無を診断し、治療事業を全国的に拡大する。

□児童認知能力向上サービスの拡大を実施する。

○就学前児童の認知発達促進のために、児童認知能力向上サービス利用対象者を段階的に拡大する。

*利用者数 '09年219千人→'11年225千人

②社会的・経済的弱者層の児童のためのヒューマンネットワークの形成

ア. 現況

○外貨危機（'98）、金融危機（'08）を経て貧困の両極化が深まり、父母の学歴と子どもの進学率の推移において、個人的能力差が固定化する傾向がある。

○学習能力とともに情緒的安定・社会性（非認知的能力）・社会的ネットワークなど、バランスのとれた基本能力が重要である。非認知的能力が社会的成功にも重要であり、政策効果もより大きい。

* 米国の Perry Preschool Program と青少年対象の Big Brother/Big Sister Program は、非認知的能力を増進させることが成人期の経済的成功に重要に作用していることを明らかにした。(Heckman, 2000; Caneiro & Heckman, 2005)

イ. 推進計画

□メンター・メンティーのプール構成を拡大する。

○多文化家庭、北朝鮮移住民子女、少年少女家庭など、ネットワーク支援の必要性が高いメンティーの優先的発掘・連携を進める。

○CEO・引退した専門家、専門職従事者、在外同胞経済人などが参加するメンターのプールを構築する。

〈ヒューマンネットワークの主な分野〉

区分	メンタリング内容	メンター	メンティー
後見ネット	生活のビジョンを提示	社会の著名人士 ・CEO（現職・前職） ・引退した専門家（医師・記者など）	要保護施設の児童・青少年 少年少女家庭（祖父母家庭） 多文化家庭・移住民子女
成長ネット	学習・発達支援	大学生・社会人	低所得初・中・高校生
自活ネット	職業能力養成	専門職従事者および自活成功者	10代後半～20代の青年
命のネット	情緒サポート	小児がん治癒者	小児がんなどの疾患患者
障害ネット	情緒サポート	障害者	障害者（障害児）
グローバルヒューマンネット	ビジョン提示 情報提供	在外同胞経済人	社会的・経済的弱者層の韓国国内高等学生・大学生（大卒者）

□メンター・メンティーの連携を活性化させ、技術支援を行う。

○メンター・メンティーDBを構築し、リアルタイムの連携のためのシステムを整備する。

○メンター・メンティー教育、スーパービジョン（自問）などの技術支援を行うと同時に、民間奨学財団など民間資源を引き続き発掘して参加するよう誘導する。

③素質と適性に基づいた能力開発の支援

ア. 現況

○児童・青少年人口が引き続き減少していることから、未来の成長動力としての児童・青少年の個人能力を強化する必要が増大している。

・特に世界化・情報化時代に歩調を合わせた児童・青少年の社会文化的な能力強化の必要が増大している。

○児童・青少年の素質と創意性の開発機会およびインフラが不足している。

・韓国は過去 50 年に慣行化された暗記中心の入試教育に依然埋没しており、社会が要求する創意的な人材養成は不十分である。

・また、財政投資対 GDP 比率、学業準備活動（団体、ボランティアなど）参加率などは、OECD 平均と比較して、非常に悪いというのが実情である。

* 159 社の企業の人材像を調査した結果、必要資質として創意性とチャレンジ精神を挙げているが、41%の企業がこのような能力が不足していると答えている。（'08.8 全経連）

* 学校での進路教育経験率は 50.5%程度に過ぎず、満足度も（5 点満点中 2.97 点）平均水準である。（2009 青少年進路職業実態調査、韓国青少年政策研究院）

○世界化時代の児童・青少年の社会文化的能力強化の必要性が増している。

・成熟した生活の質を実現するためには、児童・青少年のグローバルな活動・文化体験による社会文化的能力の強化が必要である。

イ. 推進計画

□青少年活動のインフラを拡充する。

○放課後や週末などに、青少年が接近しやすい地域に青少年修練館、青少年文化の家、青少年特化施設など、中小規模の青少年施設を引き続き拡充する。

* 市・道知事および市・郡・区庁長は市・郡・区および邑・面・洞に青少年修練館および青少年文化の家をそれぞれ 1 か所以上設置する義務がある。（青少年活動振興法第 11 条）

□児童・青少年のボランティア活動とサークル活動を活性化する。

○優秀児童・青少年サークルを集中的に育成する。

* 地方自治体、公共機関、学校、地域社会同好会などと協約を締結し、活性化を支援

○民・官・市民社会ネットワーク（社会協約など）により、ボランティア活動の場を拡大する。

□青少年の国際交流を活性化する。

○国家間青少年交流事業を拡大し、韓・中青少年特別交流を推進するなど、青少年交流事業の活性化を支援する。

○青少年海外体験プログラムおよび韓国国内開催の国際青少年行事を支援し、国際機構との協力を強化するなど国際行事への参加を拡大する。

□職業体験活動および進路相談プログラムを拡大する。

○対象別特性に合った職業体験プログラムを運営する。

・職業学校を通して、地域内の大学・企業と連携した講義、専攻を体験し、実習に参加する。

* 職業学校（雇用部）：中高生を対象に、職業現場、大学、研究機関などを直接訪問して、職業に対する興味を誘い、正しい理解を助ける制度

* 消防防災庁火災鎮火体験など（'09 年 39 万人）、警察庁科学捜査要員体験など

○教育庁および青少年（相談）支援センターを中心に進路相談サービスの提供を強化する。

3-3. 安全な児童・青少年保護体系の構築

①児童・青少年の生活安全の強化

ア. 現況

○児童安全事故死亡率が大幅に減少中（'03年 10.6人→'08年 5.96人）だが、OECD平均（'05年 5.6人）と比較すると依然高い水準である。（'05年下から3位）

*児童安全事故死亡率（人口10万人当たり）：'03年（10.6人）→'06年（7.2人）→'08年（5.96人）

*主要国家比較（'05）：スウェーデン 2.7人、英国 3.3人、日本 4.6人

○特に児童安全事故発生率の60%以上を占める家庭内安全事故および児童死亡事故の50%以上である交通事故防止のための政策強化が必要である。

イ. 推進計画

□生活安全教育プログラムを開発し、教育を実施する。

○児童安全事故発生率が高い年齢（満5歳以下）と事故類型に焦点を当てて、家庭内安全事故の予防と応急処置の父母教育を実施し、家庭安全セットを配布する。

*電気安全カバー、アイスパック、角安全カバー、指保護帯など安全用品と父母が家庭安全を実践できる安全手帳で構成

*安全教育目標：'11年 20,000人→'15年 40,000人

○学校で安全教育を十分に行えるように教育課程を改善する。

*2011年から「安全と健康」が高等学校選択科目に採択

□安全な交通環境作り

○子どもの交通安全を守る「ウォーキングスクールバス」を拡散する。

*ボランティアが子どもを連れて登下校に同行

*登下校状況、学校欠席の有無などについて携帯電話のメールを転送

○子ども保護区域内の「歩道と車道の分離施設」および「道路付属物」の設置を引き続き推進する。

*境界石、フェンスなど分離施設を設置することによって、歩道/車道を明確に区分できるように改善し、歩行者の交通事故の危険性を減らす。

*「子ども保護区域の指定および管理に関する規則」において定められた道路付属物（道路案内板、防護フェンス、過速防止道路鋌、滑り止め施設など）を設置

○子ども保護具の開発支援および標準化、低所得層への無償貸与など、子ども保護具着用率を高めるための対策を引き続き進める。

○年齢に合わせた児童・青少年交通安全教育基準、交通安全教育教授資料を開発し、普及させる。

②性犯罪の予防および保護対策の強化

ア. 現況

○チョ・ドゥスン事件を契機として、関係部署と合同で児童性犯罪者の処罰強化および被害者の支援強化のための対策を発表した。（'09年10月）

*最近5年間（'04～'09）の性暴力被害届件数は30.2%増加、13歳未満の児童の性暴力被害届は41%増加（'04年721件→'09年1,017件）

○児童性暴力専門センター（ひまわり児童センター）およびワンストップ支援センターを拡充し、児童性暴力被害者にワンストップサービスを提供する基盤を整備した。

・全国の27センターを通して、児童性暴力被害者への専門的な相談、捜査支援、医療支援、法律支援などのサービスを提供している。

イ. 推進計画

□青少年を対象とし、性犯罪予防活動を強化する。

○初等学校周辺の社会的・経済的弱者地区にCCTVを早期設置し、「統合管制システム」と連携してリアルタイムのモニタリングを進める。

*現在CCTVは全初等学校5,842校中3,438校に設置（59%）、統合管制センターは230市・郡・区中27に設置（11.7%）

□性犯罪者再犯防止措置を強化する。

○性衝動薬物治療（別名化学的去勢）を導入し、地域別治療拠点病院を選定して性倒錯症患者診断道具および手続きの標準化を整備する。

*「性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律」（'10.7.23制定、'11.7.24施行）

○児童・青少年対象の性犯罪者の身元情報登録・公開制度を強化する。

・児童・青少年対象の性犯罪者の身元情報をインターネットで公開し（'10～）、郵便で告示する（'11）
・'10.1.1以前の身元情報閲覧対象者をインターネット公開に転換する。（'10.8～）

□性保護のための教育を強化し、支援施設を拡充する。

○児童・青少年の性犯罪被害者保護および治療に関連するインフラを拡充する。

*児童性暴力専門センターの拡充：'11年から毎年1か所ずつ、'15年に計5か所を設置

○加害類型別（保護観察対象者、性犯罪類型など）、被害類型別に差別化した治療・リハビリプログラムを開発し、教育を強化する。

・衝撃的な事件を経験した性犯罪被害青少年・家族を対象に、心理治療、情緒支援、学校登校同行サービス、家族関係回復などを行い支援する。

③児童虐待の予防・保護体系の強化

ア. 現況

○IMF経済危機後の景気沈滞により、家庭崩壊が増加し、家族機能が弱化したなどのため、児童虐待が増加し続けている。

・児童虐待全事例類型において、ネグレクトおよび重複虐待の比重が増加している。